

平成 27 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 日 東 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 佐 々 木 拓 郎
(コード 6651 東証・名証第1部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 蔵 辰 紀
(T E L . 0 5 6 1 - 6 4 - 0 1 1 2)

内部統制システムの基本方針の一部変更に関するお知らせ

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年法務省令第 6 号）が平成 27 年 5 月 1 日付で施行されることを受け、本日の取締役会において、内部統制システムの基本方針の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします（変更箇所は下線で示しております）。

記

- 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
 - ① 当社グループは、役職員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるために「日東工業グループ企業倫理綱領」を作成し、全役職員に配布して教育を実施する。また当社は、「内部統制規定」を定め、内部統制全体を統括する組織として、「内部統制委員会」を設置し、運用する。
 - ② 当社は、内部監査を担当する組織として取締役社長の直属に「監査室」を設置し、監査室は監査方針・監査計画・監査結果を監査役会に報告する。
 - ③ グループ全体における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期発見し、是正するため「内部通報制度（ヘルプライン）」を設置し、運用する。なお、報告者への不利益な取り扱いは禁止する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
 - ① 当社は、経営会議等の議事録、稟議書その他職務執行に係る情報を「文書規定」に従い適切に保存・管理する。
 - ② 情報の管理については、「情報セキュリティ管理規定」に従い管理する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制**
 - ① 当社は、「内部統制委員会」を設置し、取締役社長の下にリスク管理体制を構築し、運用するとともに、主要なグループ各社のリスクの状況を管理する。下部組織として、「安全衛生委員会」「安全運転委員会」「環境保全委員会」「品質委員会」「改善推進委員会」等
を設置し、運用する。
 - ② 平時においては、各委員会および各本部において、「経営リスク管理規定」に従いリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、「緊急時対応要領」に従い会社全体として対応することとする。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ① 当社は、執行役員制度により、取締役による監督機能の強化と機動的な業務執行を実現する。

- ②重要な意思決定を行う際は、多面的な検討を経て慎重に決定するため、取締役社長の諮問機関として「経営会議」を組織し、「経営会議規定」により円滑な運営をはかる。
- ③取締役は、執行役員の実務執行状況を監督するとともに、取締役会が経営方針・経営計画の進捗および実績を管理する。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループは、毎月「グループ経営会議」を開催し、主要なグループ各社の経営方針・経営計画の進捗および実績を管理するとともに、重要事項の報告や協議を実施する。
- ②グループ全体の業務の適正を確保するため内部監査制度の確保をはかり、内部監査を実施する。
- ③反社会的勢力に対しては、「日東工業グループ企業倫理綱領」に基づき毅然とした態度で排除する。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、「監査室」の構成員を補助使用人とし、要請があれば監査役に係る業務に、優先して従事する。また監査役会の事務局業務も併せて担当する。その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

7. 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- ②常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人または子会社の取締役等にその説明を求めることとする。
- ③常勤監査役は、取締役社長、会計監査人ならびにグループ各社の監査役との協議を定期的に実施する。
- ④内部通報制度の事務局は、内部通報の記録を監査役に報告する。
- ⑤監査室の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況を監査役へ報告する。
- ⑥監査役は、「監査役監査基準」に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。なお、監査費用については、監査役の請求に従い会社が負担する。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経理規定類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制基本方針書」を制定し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防および牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

以上